

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 1 8 年笠間市条例第 1 1 9 号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

笠間市長 山口 伸樹

令和 3 年度笠間市一般廃棄物処理実施計画

1	計画区域及び期間	・・・・・・・・・・	p 2
2	令和 3 年度一般廃棄物の処理計画量	・・・・・・・・・・	p 2
	(1) ごみ関係		
	(2) 生活排水関係		
3	処理主体	・・・・・・・・・・	p 3
	(1) ごみ関係		
	(2) 生活排水関係		
4	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可制度	・・・・・・・・・・	p 4
	(1) 許可方針		
	(2) 許可申請		
	(3) 許可基準		
	(4) 許可期間		
	(5) 許可業者数		
5	処理計画	・・・・・・・・・・	p 6
	(1) ごみ処理実施計画		
	① ごみ処理計画		
	② 収集運搬計画		
	ア 収集運搬		
	イ 再資源化の取組		
	ウ 集積所に出せないごみ・市が指定する処理施設で処理できないごみ		
	③ 中間処理計画		
	④ 最終処分計画		
	(2) 生活排水処理実施計画		
	① 生活排水処理計画		
	ア 農業集落排水処理施設で処理をする区域及び人口等		
	イ 公共下水道で処理をする区域及び人口等		
	② 収集運搬計画		
	③ 中間処理計画		
	(3) 住民に対する広報・啓発活動		
	(4) 令和 3 年度の主な取り組み		
	別表「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業 許可業者一覧」	・・・・・・・・・・	p 1 4～p 1 5

1 計画区域及び期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、笠間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

計画区域	笠間市
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 令和3年度一般廃棄物の処理計画量

(1) ごみ関係

区分	地区	令和2年度 計画量	令和3年度 計画量	計画量 の比較	令和3年度 計画量合計
可燃ごみ	笠間	7,976 t	8,106 t	130 t	22,305 t
	友部・岩間	14,312 t	14,199 t	△113 t	
不燃ごみ	笠間	205 t	267 t	62 t	734 t
	友部・岩間	404 t	467 t	63 t	
資源物 (集団回収含む)	笠間	530 t	500 t	△30 t	1,996 t
	友部・岩間	1,489 t	1,496 t	7 t	
粗大ごみ (災害ごみ含む)	笠間	447 t	403 t	△44 t	871 t
	友部・岩間	384 t	468 t	84 t	

※計画量における各項目は、エコフロンティアかさま及び環境センターへの、令和元年度(1月～3月)・令和2年度(4月～12月)の搬入量(市委託・市許可・事業系持込・公共ごみ・市民持込)をもとに算出。

(2) 生活排水関係〔処理される廃棄物(し尿)量〕

区分	地区	令和2年度 計画量	令和3年度 計画量	計画量 の比較	令和3年度 計画量合計
農業集落排水処理 施設	全体	502 千m ³	523 千m ³	21 千m ³	523 千m ³
公共下水道		5,497 千m ³	5,968 千m ³	471 千m ³	5,968 千m ³
し尿	笠間	772 kℓ	652 kℓ	△120 kℓ	1,978 kℓ
	友部・岩間	1,311 kℓ	1,326 kℓ	15 kℓ	
浄化槽汚泥	笠間	11,673 kℓ	11,744 kℓ	71 kℓ	21,450 kℓ
	友部・岩間	9,763 kℓ	9,706 kℓ	△57 kℓ	

※し尿の計画量は、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合への、令和元年度(1月～3月)・令和2年度(4月～12月)の搬入量をもとに算出。

※浄化槽汚泥の計画量は、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合への、過去3年間の搬入量(平成29年度～令和元年度の実績値)の平均値をもとに算出。

※農業集落排水処理施設及び公共下水道の計画量は、下水道課の資料をもとに算出。

3 処理主体

(1) ごみ関係

一般廃棄物(ごみ)処理主体

区分		発生地区	笠間地区	友部・岩間地区
収集運搬	家庭系ごみ		笠間市（委託業者），一般廃棄物処理業許可業者，市民	
	事業系ごみ		事業者，一般廃棄物処理業許可業者（※市では収集しない）	
	資源物		笠間市（委託業者），一般廃棄物処理業許可業者，市民	
	粗大ごみ		笠間市（委託業者），一般廃棄物処理業許可業者，市民	
中間処理			（一財）茨城県環境保全事業団 （エコフロンティアかさま）	笠間市 （環境センター，リサイクルセンター）
最終処分			（一財）茨城県環境保全事業団 （エコフロンティアかさま）	笠間市 （諏訪クリーンパーク）

※笠間市外からの受け入れについて

市長が他の市区町村から，その当該市区町村において発生した廃棄物の処分について，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による通知を受け，協議を行い，承認した場合はこの限りでないものとする。

(2) 生活排水関係

一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理主体

区分		発生地区	笠間地区	友部・岩間地区
収集運搬	し尿		一般廃棄物処理業許可業者	一般廃棄物処理業許可業者
	浄化槽汚泥		一般廃棄物処理業許可業者	一般廃棄物処理業許可業者
中間処理			筑北環境衛生組合 （クリーンセンター）	茨城地方広域環境事務組合
最終処分（汚泥等）			委託処分（場外搬出）	委託処分（場外搬出）

※浄化槽汚泥の収集運搬は，一般廃棄物処理業の許可と併せて浄化槽清掃業の許可を有する業者が実施するものとする。

4 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可制度

廃棄物処理法第7条及び浄化槽法第35条の規定により、一般廃棄物の収集運搬又は処分並びに浄化槽清掃を業として行う場合には、市町村長の許可が必要となるため、本市では、次に示す(1)から(3)の諸条件を満たしている場合に限り、許可するものとする。

(1) 許可方針

① 一般廃棄物【ごみ】処理業の許可方針

ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・既存の許可業者が収集運搬できない場合（排出者が業者を指定する場合を含む）
- ・他自治体の一般廃棄物を本市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分することが必要と認める場合

イ) 処分業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると既存の処分業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・既存の許可業者が処分できない場合
- ・県から許可を受けた廃棄物処理施設を有し、適正に処理することが確実である場合
- ・ごみの減量化又は資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合

次の場合には、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可は不要とする。

- ・事業活動に伴い発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を自ら行う場合^{※1}
- ・専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維(古布))のみの収集運搬又は処分を業として行う場合^{※1}
- ・市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合^{※2}

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1号

② 一般廃棄物【し尿及び浄化槽汚泥】処理業の許可方針

ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

イ) 処分業

笠間市と近隣自治体で組織する筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合による処分を基本とすることから、原則として新規の許可は行わない。

③ 浄化槽清掃業の許可方針

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の浄化槽清掃業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わない。

(2) 許可申請

当該業を行おうとする者は、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第12条に基づき、次の書類を提出し、許可を受けなければならない。

【収集運搬業(ごみ・し尿及び浄化槽汚泥)・浄化槽清掃業について】

- (1) 一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)許可申請書(様式第9号)
- (2) 事業計画書
- (3) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本)
- (4) 履歴書(法人にあつては、役員の名簿及び履歴書)
- (5) 印鑑登録証明書(法人にあつては、代表者印の印鑑登録証明書)

- (6) 納税証明書
 - (7) 誓約書（様式第10号）
 - (8) 従業員名簿（様式第11号）
 - (9) 事業所、車庫等施設の概要図及び付近の見取図
 - (10) 自動車検査証の写し並びに車両の前後面及び横面の写真
 - (11) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項に掲げる書類及び同規則第11条第4号に掲げる事項を証する書類（浄化槽清掃業の許可申請の場合に限る。）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
 - ① 市内事務所等の土地及び建物の登記事項証明書
 - ② 許可取得一覧表
- ※登記簿謄本等の証明書類については、発行日から3ヶ月以内の原本を提出すること。

【処分業について】

上記の収集運搬業申請書類(1)から(11)のほか、(12)その他市長が必要と認める書類として、次の書類を添付するものとする。

- ① 中間処理施設設置場所の土地及び建物の登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
- ② 処理施設の案内図及び場内配置図
- ③ 施設の構造がわかる平面図，立面図，断面図，構造図及び処理能力計算書
- ④ 騒音，振動，悪臭及び粉じんなど施設周辺への公害防止対策がわかる図面
- ⑤ 施設及び設備の写真
- ⑥ 中間処理後の一般廃棄物処理方法を記載した書類

(3) 許可基準

一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業を許可する場合の基準は、廃棄物処理法第7条及び浄化槽法第36条に定めるもののほか、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第13条に基づき、次のとおりとする。ただし、ごみ収集における排出者限定の場合及びし尿処理・浄化槽清掃において、市内業者による円滑な処理、清掃が滞る場合は、この限りでない。

- ① 本市内に住所を有する者又は本市内に主たる営業所を有する者であること。
- ② 市税を完納していること。

なお、許可を受けた者は、廃棄物処理法，笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同施行規則，浄化槽法及び同法施行規則，その他関係法令を遵守するとともに、笠間市長の指示に従い一般廃棄物を適正に処理すること。

さらに、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集運搬及び処分並びに浄化槽清掃を他人に委託することを禁止する。

- (4) 許可期間 許可期間は、2年とする。ただし、新規の許可（排出者限定等の許可（収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥）及び浄化槽清掃業は除く。））の場合は、申請時期により、1年を下らない2年以下の許可期間とする。

(5) 許可業者数

区分	業者数
収集運搬業（ごみ）	39業者
運搬業（ごみ）	7業者
収集運搬業及び浄化槽清掃業（し尿及び浄化槽汚泥）	4業者
処分業（中間処理含む）	8業者

※詳細については、別表「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業事業者一覧」のとおり

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

①ごみ処理計画（ごみの発生抑制・再資源化計画）

ごみの発生抑制	・分別収集の徹底
	・減量化，リサイクルの啓発
	・事業系一般廃棄物の適正処理指導
再資源化	・集積所における資源物分別回収（新聞紙，ダンボール，紙パック，雑誌，布類，びん・缶類，ペットボトル・食品トレイ）
	・資源物集団回収（子ども会・高齢者クラブなどの協力団体による資源物回収。年2回以上実施する場合は，市から補助金を交付）
	・廃食用油拠点回収（市内3ヶ所（令和3年3月31日現在）で回収）
	・家庭用小型家電拠点回収（市内3ヶ所（令和3年3月31日現在）で回収）
	・エコ・ショップ制度※により認定を受けた店舗等における資源物分別回収

※エコ・ショップ制度…環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として笠間市が認定する制度

②収集運搬計画

次に掲げる区分により，市の委託した業者が市の指定した収集場所から家庭系一般廃棄物の収集及び運搬を行う。

ア 収集運搬

区分	地区	令和2年度 計画量	令和3年度 計画量	計画量 の比較	令和3年度 計画量合計	収集回数	備考
可燃ごみ	笠間	5,114 t	5,215 t	101 t	14,750 t	週2回	市指定ごみ袋
	友部・岩間	9,319 t	9,535 t	216 t			
不燃ごみ	笠間	139 t	109 t	△30 t	285 t	月1回	コンテナ使用 不燃ごみ処理券 を貼付
	友部・岩間	159 t	176 t	17 t			
資源物	笠間	379 t	378 t	△1 t	1,219 t	月1回	コンテナ使用 （笠間地区のペ ットボトル収 集：月2回）
	友部・岩間	734 t	841 t	107 t		月2回	
粗大ごみ	笠間	8 t	11 t	3 t	41 t	月1回	事前申込制 （戸別回収） 粗大ごみ処理券 の貼付
	友部・岩間	27 t	30 t	3 t		友：月4回 岩：週1回	

※計画量における各項目は，エコフロンティアかさま及び環境センターへの、令和元年度（1月～3月）・令和2年度（4月～12月）の搬入量（市委託）をもとに算出。

イ 再資源化の取組

区分	地区	令和2年度 計画量	令和3年度 計画量	計画量 の比較	令和3年度 計画量合計	収集 回数	備考
資源物 (集団回収)	笠間	192 t	169 t	△23 t	705 t	随時	資源物集団回収（子ども会・高齢者クラブなどの協力団体による資源物回収。年2回以上実施する場合は、市から補助金を交付）
	友部・岩間	582 t	536 t	△46 t			
廃食用油	全地区	2,610 ℓ	2,691 ℓ	81 ℓ	2,691 ℓ	随時	本所（環境保全課） 各支所地域課 2ヶ所 計3ヶ所
小型家電	全地区	299 kg	391 kg	92 kg	391 kg	随時	本所（環境保全課） 各支所地域課 2ヶ所 計3ヶ所

※計画量における各項目は、過去3年間（平成29年度～令和元年度の実績値）の平均値をもとに算出。

ウ 集積所に出せないごみ・市が指定する処理施設で処理できないごみ

種類	処理方法
一時多量ごみ（引越しなどで出る一時的なごみ）	市が指定する処理施設に自己搬入許可業者に依頼
事業系ごみ（事業活動に伴い発生したごみ）	市が指定する処理施設に自己搬入許可業者に依頼
家庭系パソコン	メーカー等に回収申込
家電4品目 エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機（衣類乾燥機を含む）	購入店・家電販売店に依頼 郵便局へリサイクル料金を納入後，指定取引所へ自己搬入又は許可業者に依頼
在宅医療廃棄物の一部 （注射針（鋭利なもの）など感染性の恐れのあるもの） ※上記以外の在宅医療廃棄物も，血液などの汚れを落とし，ビニール袋など内袋に入れないと集積所には出せません。	受取られた医療機関または薬局へ返却
農業用廃プラスチック類 （農業用ビニール・ポリエチレンなど）	事前登録制による指定場所・専門の業者への自己搬入（農政課）
・自動車部品（タイヤ・バッテリー・エンジンオイルなど） ・建築廃材，瓦，コンクリート等 ・消火器 ・ガソリン，灯油等引火性のもの，塗料 ・医療系廃棄物（注射器・針） ・劇薬及び農薬（容器（缶・びん）含む） ・焼却灰 ・産業廃棄物など	販売店または専門の処理業者などに依頼 許可業者に依頼

③中間処理計画

地区	施設区分	概要	
笠間	溶融処理施設	名称	(一財) 茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま
		所在地	笠間市福田字猪ヶ入 148-1
		処理能力	145t/日 (72.5t/日×2 炉)
友部・岩間	焼却施設	名称	笠間市 環境センター
		所在地	笠間市長兎路仁古田入会地 1-62
		処理能力	105t/日 (52.5t/16h×2 基)
	破碎処理施設	名称	笠間市 環境センター
		所在地	笠間市長兎路仁古田入会地 1-62
		処理能力	35t/5h
	資源化施設	名称	笠間市 リサイクルセンター
		所在地	笠間市長兎路仁古田入会地 1-62
		処理能力	2.0t/日

④最終処分計画

地区	概要	
笠間	名称	(一財) 茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま
	所在地	笠間市福田字猪ヶ入 148-1
	埋立面積/全体容積	97,700 m ² /2,400,000 m ³
	残余容量	666,392 m ³ (令和2年9月30日現在) 残余容量率約 27.8%
友部・岩間	名称	笠間市 諏訪クリーンパーク
	所在地	笠間市平町北ノ久保 1106-1
	埋立面積/全体容積	第Ⅰ期 9,500 m ² /70,000 m ³ 第Ⅱ期 11,000 m ² /48,600 m ³
	残余容量	第Ⅰ期 7,374 m ³ (令和2年12月31日現在) 残余容量率約 10.7%

(2) 生活排水処理実施計画

生活排水の適正処理は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等に寄与することから、関係部課と連携しながら農業集落排水処理施設や公共下水道の整備を推進するとともに、処理区域内における早期接続を啓発する。

また、生活排水の集合処理が適さない区域については、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、設置者に適正な維持管理を啓発する。

①生活排水処理計画

ア 農業集落排水処理施設で処理をする区域及び人口等

(R2. 4. 1現在)

地区	区域	名称	所在地	処理能力 ・当初の 計画人口	放流先	受益人口①	処理人口②	比較 (②-①)
友部	上市原 中市原 下市原 南友部 (古山) 小原一部 (滝川)	市原地区農業集落排水処理施設	下市原 (H11. 3. 31 供用開始)	567m ³ /日 1,890人 (341戸)	潤沼水域 (潤沼前川)	962人 (319戸)	908人 (298戸)	△54人 (△21戸)
	小原 五平	友部北部地区農業集落排水処理施設	小原 (H25. 11. 1 供用開始)	901m ³ /日 2,730人 (594戸)	潤沼水域 (潤沼前川)	1,423人 (448戸)	912人 (263戸)	△511人 (△185戸)
	随分附 柏井 湯崎 (一部)	枝折川地区農業集落排水処理施設	柏井 (H19. 8. 1 供用開始)	637m ³ /日 1,930人 (330戸)	潤沼水域 (枝折川)	739人 (252戸)	424人 (137戸)	△315人 (△115戸)
	住吉 湯崎 長兎路 仁古田	北川根地区農業集落排水処理施設	仁古田 (H15. 10. 1 供用開始)	964m ³ /日 2,920人 (700戸)	潤沼水域 (枝折川)	1,637人 (523戸)	1,439人 (434戸)	△198人 (△89戸)
岩間	安居	安居地区農業集落排水処理施設	安居 (H12. 12. 1 供用開始)	459m ³ /日 1,390人 (271戸)	潤沼水域 (潤沼川)	681人 (199戸)	651人 (184戸)	△30人 (△15戸)
	泉 市野谷 福島	岩間南部地区農業集落排水処理施設	福島 (H19. 12. 1 供用開始)	594m ³ /日 1,800人 (343戸)	北浦水域 (巴川)	1,107人 (322戸)	930人 (252戸)	△177人 (△70戸)

※各項目は、下水道課の資料をもとに算出。

【処理区域】

(R2. 3. 31現在)

地 区	処理区域		
	事業認可面積①	整備済面積②	整備率 (②/①)
笠 間	412 ha	388 ha	94.2 %
友 部	929 ha	731 ha	78.7 %
岩 間	318 ha	298 ha	93.7 %
合 計	1,659 ha	1,417 ha	85.4 %

※各項目は、下水道課の資料をもとに算出。

【処理人口】

(R2. 3. 31現在)

地 区	処理人口		
	整備区域内①	水洗化②	水洗化率 (②/①)
笠 間	7,326 人 (3,065世帯)	6,066 人 (2,498世帯)	82.8 % (81.5%)
友 部	21,636 人 (8,999世帯)	20,197 人 (8,381世帯)	93.3 % (93.1%)
岩 間	5,909 人 (2,369世帯)	4,955 人 (1,963世帯)	83.9 % (82.9%)
合 計	34,871 人 (14,433世帯)	31,218人 (12,842世帯)	89.5 % (89.0%)

※各項目は、下水道課の資料をもとに算出。

②収集運搬計画

公共下水道事業・農業集落排水事業の整備促進に伴う、し尿及び浄化槽汚泥の発生量減少を勘案し、既許可業者において適切に処理する。

区分	収集区域	形態	地区	令和2年度 計画量	令和3年度 計画量	計画量 の比較	令和3年度 計画量合計	収集回数
し尿	市全域	許可業者	笠間地区	772 kℓ	652 kℓ	△120 kℓ	1,978 kℓ	申込によりその都度収集
			友部地区	773 kℓ	781 kℓ	8 kℓ		
			岩間地区	538 kℓ	545 kℓ	7 kℓ		
浄化槽 汚泥	市全域	許可業者	笠間地区	11,673 kℓ	11,744 kℓ	71 kℓ	21,450 kℓ	申込によりその都度収集
			友部地区	5,861 kℓ	5,879 kℓ	18 kℓ		
			岩間地区	3,902 kℓ	3,827 kℓ	△75 kℓ		

※し尿の計画量は、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合への、令和元年度(1月～3月)・令和2年度(4月～12月)の搬入量をもとに算出。

※浄化槽汚泥の計画量は、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合への、過去3年間の搬入量(平成29年度～令和元年度の実績値)の平均値をもとに算出。

③中間処理計画

地区	概要	
笠間	名称	筑北環境衛生組合 クリーンセンター
	所在地	桜川市長方 1245
	処理能力	100 kℓ/日 (標準脱窒素処理)
友部・岩間	名称	茨城地方広域環境事務組合
	所在地	東茨城郡茨城町大字馬渡 244
	処理能力	152 kℓ/日 (標準脱窒素処理)

(3) 住民に対する広報・啓発活動

活動事項	概要	回数
ごみの発生抑制啓発活動	指定ごみ袋の有料化	
	ワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減の取組み	随時
	イベント開催時のPR活動	数回/年
分別収集の周知	市報・週報への掲載（収集日の変更含む）	随時
	「ごみの分け方・出し方」の配布	随時
	ごみ集積ボックス設置費補助の実施（申請に基づく）	随時
資源物回収及びリサイクル活動の啓発	市報・週報への掲載（廃食用油，小型家電回収を含む）	随時
	資源物集団回収団体への補助金交付（年2回以上が対象，申請に基づく）	随時
ごみ搬入検査	エコフロンティアかさま 搬入検査	随時
	環境センター 搬入検査	随時
事業系ごみの適正処理指導	市報・週報への掲載	随時
	巡回指導	随時
不法投棄防止対策	市報・週報への掲載	随時
	不法投棄防止看板配布	随時
	不法投棄ボランティア監視員等によるパトロールの実施	随時
	クリーン作戦の実施	3回/年
し尿及び浄化槽の適正管理の啓発	市報・週報への掲載	随時
	「浄化槽のしおり」の配布	随時
脱炭素社会の実現に向けた啓発活動	「環境負荷ゼロへの挑戦」と「ゼロカーボンシティ宣言」の市広報紙・ホームページへの掲載	随時
	環境サポーター制度の導入による環境情報のSNS発信	随時

(4) 令和3年度の主な取り組み

- ① 笠間地区と友部、岩間地区では、ごみ処理施設に直接持ち込む家庭系ごみ及び事業系ごみの一般廃棄物取扱手数料（以下「処理手数料」という。）が異なっており、エコフロンティアかさまと笠間市環境センター（以下「環境センター」という。）とも処理手数料の無料区分があるため、本来集積所に出せるごみでも、市民が直接処理施設へ持ち込むことも多くなり、ごみ収集車両の搬入などに支障があることも問題となっていることから、処理手数料は、ごみの排出抑制、再資源化の推進やごみの減量化に対する市民や事業者の意識醸成を促すため、処理手数料の無料区分の廃止を含め、令和3年度に改正を行います。また、指定袋や処理券等の手数料の見直しについて検討を行います。
- ② 平成18年3月に、旧笠間市（笠間地区）、旧友部町（友部地区）、旧岩間町（岩間地区）が合併して14年が経過しましたが、笠間市のごみ処理は、合併前の体制を継続し、笠間地区はエコフロンティアかさま、友部・岩間地区は環境センターにおいてごみを処理しています。
しかし、エコフロンティアかさまの事業終了（令和7年度末予定）が近づいてきたこと、また環境センターが単独運営となったことから、環境センターの受入れ体制を基本とし、分別区分、収集方法、搬入日の新たな処理体制の検討の具体化を行うとともに、2022年度以降のプラスチック製容器包装とプラスチック製品の新たな分別区分「プラスチック資源」の制度開始に伴い、分別区分の見直しを行います。
- ③ 環境センターは、平成4年の稼働から29年が経過しており、近年の修繕費は多大な経費を要していることから、施設運営に係わる経費削減と環境負荷の少ない設備導入を目指した、新たなごみ処理施設の整備計画と公民連携の検討を進めます。
- ④ 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの影響により、猛暑や豪雨被害などの気候変動による影響が深刻化していることから、市民、事業者、滞在者（観光者）、行政が一体となって廃プラスチック問題への対策も含めた、「脱炭素社会」の実現を目指した取り組みの中で、ごみ減量化の重要性やそれに伴う分別、資源化の必要性などについて、周知、啓発、事業実施をまいります。
- ⑤ し尿及び浄化槽汚泥等の収集の需要に応えるべく、し尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬の営業区域の見直しについて、許可業者との協議を行ってきましたが、収集運搬体制の効率化、円滑化を図るため、令和3年度も引き続き許可業者との協議を行います。
- ⑥ 笠間市内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥等は、笠間地区は筑北環境衛生組合所管のクリーンセンターで、友部・岩間地区は茨城地方広域環境事務組合所管のし尿処理施設において処理しています。現体制は修繕費や施設更新費用等の負担が二重となっていることから、し尿及び浄化槽汚泥処理体制は、筑北環境衛生組合を脱退し茨城地方広域環境事務組合への集約に向け、一般廃棄物処理業（し尿収集運搬業）及び浄化槽清掃業許可業者の協力を得ながら、各組合並びに構成市町、関係機関等との十分な協議を行います。

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業 許可業者一覧

別表

1 収集運搬業（ごみ）

令和3年3月31日現在

事業者名	事務所	電話番号
(有) 阿部商店	水戸市西原2-5-60	029-255-5849
アミックス(株)	ひたちなか市津田東2-6-12	029-274-1762
(有) 磯屋企業運輸	笠間市土師1283-215	0299-45-4466
(有) 板倉建材	足立区南花畑3-2-12	03-3884-0947
㈱茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町1-5	029-259-7200
岩倉緑化産業(株)	笠間市福原800-3	0296-74-4468
(株) 笠間保全	笠間市押辺2178	0299-45-2249
(有) 植田商店	水戸市見川町2131-1911	029-241-0180
海老沢 求	笠間市長兎路1126-5	0296-78-3742
ミシマ工業(株)	笠間市押辺2709-15	0299-45-8685
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	03-5410-3627
角屋紙業	笠間市下郷4439-96	0299-45-2362
(有) 環境保全サービス	水戸市住吉町63-10	029-248-4556
菊池商店	笠間市鯉淵6526-8カーブサイド3号	0296-78-2387
北関東通商(株)	水戸市東前3-234	029-269-2033
(株) 恋瀬産業	石岡市石岡12883	0299-22-6511
今 一司	水戸市下入野町1504	029-269-3922
(株) 坂田エンタープライズ	石岡市柏原1-1	0299-24-3834
(株) さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
(有) スズキクリーンサービス	水戸市小吹町2053-62	029-241-2686
(有) 地域整備開発研究所	那珂町菅谷3797-3	029-352-1331
(株) 常盤商社	水戸市千波町1171-3	029-241-5729
長岡商会(株)	水戸市下大野町4275-1	029-292-2036
日和サービス(株)	日立市東成沢町2-2-10	0294-38-1121
(有) マルゼン	水戸市千波町1188-19	029-241-7988
(株) 結南クリーンセンター	結城市結城7188	0296-33-0636
大縄林業原木(株)	水戸市有賀町1916	029-259-5865
小松崎運輸(有)	石岡市柿岡2644-1	0299-44-1004
昭和造園土木(株)	笠間市笠間4358-2	0296-72-5104
勝田環境(株)	ひたちなか市津田2554-2	029-272-2141
(有) 友部流通	笠間市南小泉964-1	0296-77-8488
(有) 茨城環境開発	笠間市福田3005-1	0296-72-8181
総合環境サービス合同会社	笠間市小原4514-3	0296-73-5523

(株) クリアイバラキ	水戸市平須町1-114	029-305-7007
大真運輸 (株)	水戸市有賀町1915-1	029-259-7391
(株) エム・ビー・シー	水戸市笠原町1565-1	029-240-3565
(株) 白梅商事	水戸市河和田町字西中曾根3956-4	029-243-8610
イー・エフ・ティ (株)	笠間市下市毛343-5	0296-73-5117
(株) 大栄クリーン	茨城町城之内684-9	029-293-9380

2 運搬業 (ごみ)

(株) 梅木商会	守谷市本町4245-4	0297-27-2322
(株) 春海丸	ひたちなか市長砂670-1	029-285-8100
小川運輸 (有)	小美玉市中延1511-4	0298-58-3204
水海道産業 (株)	常総市中妻町907-1	0297-22-0077
(株) 鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中6-6-9	0299-83-3111
(有) エムエスケイコーポレーション	日立市東滑川町3-4-18	0294-22-1543
神栖埠頭 (有)	神栖市居切1-10	0299-92-3525

3 収集運搬業及び浄化槽清掃業 (し尿及び浄化槽汚泥)

(有) 茨城友清	水戸市鯉淵町2911-1	029-259-4817
(株) 笠間保全	笠間市押辺2178	0299-45-2249
(株) セイコー	水戸市鯉淵町4295-11	029-259-3268
(株) 博相社	笠間市日草場160-4	0296-72-6670

4 処分業 (ごみ)

(一財) 茨城県環境保全事業団	笠間市福田165-1	0296-70-2511
岩倉緑化産業 (株)	笠間市福原800-3	0296-74-4468
大縄林業原木 (株)	水戸市有賀町1916	029-259-5865
(株) リサイクルパーク	笠間市安居3041-2	0299-37-8338
(株) 不二モック	笠間市押辺2599-10	0299-45-4183
八幡砕石工業 (株)	笠間市下郷2278	0299-45-7201
(株) ソルク	笠間市安居下平2717	0299-56-5381
(株) ニシノ産業	茨城町大字長岡3472-2	029-219-2061